

# 第三回東京都北区景観づくり審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成29年2月7日(火)  
午後2時～

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第二委員会室

◇ 出席委員 14名

会 長 北 原 理 雄

委 員 村 井 祐 二 戸 枝 大 幸 古 田 しのぶ

さ が ら と し こ 石 川 小 枝 安 住 孝 史

遠 藤 千 代 美 木 佐 貫 正 宮 川 淳 子

矢 吹 静 子 松 浦 い づ み 依 田 園 子

早 川 雅 子

◇ 欠席委員 4名

副会長 横 張 真

委 員 中 須 賀 淳

委 員 渡 會 幸 治

委 員 浅 川 謙 治

## 1. 開 会

(まちづくり部長)

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、第3回東京都北区景観づくり審議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員の紹介を行う。

## 3. 出席委員数の報告

(都市計画課主事)

※18名の委員のうち、現在14名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

## 4. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認を行う

## 5. 議 事

(会長)

座ったままで失礼します。

年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日の議題は五つですが、最初の新たな景観百選についてですが、この北区景観百選ガイドブック、現行の百選が選定されたのが平成9年度です。ちょうど20年が経過しました。この20年の間に、この百選の中でも姿を消したもの、あるいは姿を変えたものもあります。また新たにこれは景観的にいいなという生まれてきたものもあります。

そういった20年の経過を踏まえて、前回の百選を土台にしながら、新しい百選を選ぶという、大変だけど楽しい議題が今年度から始まることでわくわくしております。みなさまと一緒にわくわくできるといいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから審議に入りますので、よろしくお願いいたします。

先ほど事務局からご報告がありましたように、本日の会議は有効に成立しています。

本日の議事録作成に当たってですが、議事録署名人を、私ともう一人、委員の方をお願いすることになっておりますが、委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、この審議会は原則として公開で行うことになっております。傍聴の希望者がいましたら入室していただいでください。

(会長)

それでは、本日の議題に入ります。お手元の資料の次第をご覧ください。

まず初めに、事務局から、1番目の「新たな景観百選」について説明をお願いします。よろしくお願いします。

(都市計画課長)

それでは、資料1、新たな景観百選について、ご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず最初に資料の1-1、A3判の資料をご覧ください。

「新景観百選について」(案)です。

新景観百選につきましては、昨年5月に開催いたしました第2回景観づくり審議会において、進め方や予定など、概要についてご報告をさせていただいたところですが、このたび、具体的な内容等を取りまとめましたので、その案の内容についてご説明をさせていただきます。

左上、新景観百選についての項目をご覧ください。

北区景観百選につきましては、平成10年3月にガイドブックを発行し、広くPRに努めてきたところですが、平成27年4月に北区が景観法に基づく景観行政団体となり、これまで以上に区民のみなさまの景観づくりへの機運を醸成するとともに観光資源としての魅力を発信するため「新景観百選」を認定していきたいと考えております。

認定する新景観百選は、大きく三つの部門を予定しております。

1、(仮称)「新景観百選」、これは投票により、これまでの景観百選を含め、新たに百選を選定するものです。

2、「新景観十選」。これも仮称ですが、百選の中から特に多くの方から支持されたものを十選として選びます。

この二つにつきましては、現在の景観百選と部門は変わりませんが、3として、「こどもが選ぶ30の景観」として、こどもたちに選んでいただいた30選を選定していきたいと考えております。

次に、新景観百選の進め方についてご説明します。

大きな流れは、前回の景観百選と同様、百選の候補を多くの皆様からご推薦いただき、百選の候補を選定した上で投票を行い、審議会の意見を踏まえて認定するという流れです。

まず、新景観百選の候補の選定では、基本方針として、百選のテーマ分類と、地域区分のバランスを踏まえて候補を選定していきたいと考えております。

恐れ入ります、基本方針のところ、「百選のテーマ分類と地域区分のバランスを踏まえて(1-6参照)」とありますが、1-5の誤りとなっております。恐れ入ります。1-5と訂正していただいて、1-5の資料をご覧くださいと思います。

こちら、1-5は、現景観百選の地区分類別に一覧表となっております。今回新たに選定する景観百選においても、縦の各項目のテーマに分類をし、横の浮間地区から滝野川東地区までの7地区のバランスを考慮したいと考えております。

それでは、再び1-1にお戻りいただけますでしょうか。

基本方針の次の行になりますけれども、景観投票候補の決定につきましては、新たに新景観百選検討会を設置させていただき、検討会での審査・選考を踏まえ、北区景観づくり審議会で決定させていただきます。

新景観百選検討会の設置につきましては、後ほどご説明させていただきます。

新景観百選の決定ですが、景観投票の投票結果を踏まえて決定することを基本方針として、景観投票を実施し、新景観百選案の審査、選考は、景観投票候補案と同様、新景観百選検討会で行っていただくことを考えております。

新景観百選認定案について、北区景観づくり審議会に諮問させていただき、答申をいただいた上で新景観百選を認定します。

新景観百選の周知については、新景観百選ガイドブックの案について、北区景観づくり審議会にご確認いただき、発行していきたいと考えております。

右の欄をご覧ください。新景観百選の選定のイメージです。

新景観百選の候補選定の候補の募集についてです。

現景観百選は、候補に位置づけるとともに、新たに現景観百選以外に候補としたい景観について募集を行います。現景観百選、現在、96件とありますが、こちらも後ほど、現景観百選の現状についてのところでご説明させていただきます。

百選の候補の募集をかけまして事務局で整理をし、応募された中から検討会では150から200程度を審査の上、選考をしていただき、現百選とあわせて投票にかける百選の候補を250から300程度審議会で決定していただくことを考えております。

また、中程、新景観百選の決定については、投票結果を事務局で整理した上で、検討会で新景観百選の案を選考していただきます。

こどもの30選は、景観百選の投票候補と同じ候補の中からこどもに投票してもらい、投票結果をもとに選考していただくと考えております。

検討会で選考いたしました新景観百選案を審議会でご審議いただき、認定してまいります。

以上、新景観百選の案について、ご説明させていただきました。

続きまして、検討会の設置について、ご説明をさせていただきます。

資料1-2をご覧ください。

新景観百選検討会の設置について〈概要〉でございます。

検討会の所管事務としては、百選に認定されているもの、新たに応募されたものについて審査選考し、景観投票候補を検討すること、また、景観投票結果を踏まえて審査選考し、新景観百選を検討すること、審査選考に際して必要な事項を検討することとしております。

資料1-3をご覧ください。

こちらは、北区新景観百選検討会設置要綱（案）になります。

第1条、設置について、景観投票候補案及び新景観百選について検討するため、検討会を設置するものです。第2条に所管事務、第3条に構成、以下、規定を設けさせていただいております。後ほどご確認いただければと存じます。

続いて、選定スケジュールについてご説明をさせていただきます。資料1-4、～新景観百選 選定スケジュール～（案）をご覧ください。

左側から、年度とオレンジ色で審議会、水色で検討会の実施時期、真ん中、紫色で候補募集及び景観投票の実施の時期、また、右側に景観情報誌の発行など、周知啓発予定のスケジュールをお示しさせていただいております。各項目の吹き出しで実施内容などをお示しさせていただいておりますけれども、審議会は今回を含めて4回、検討会は委員の皆様の日程を調整させていただいて、できれば3月に一度開催させていただきまして、計3回開催し、候補募集の実施及び景観投票の実施の後に各1回ずつ予定させていただきたいと考えております。概ねこのような形で、平成31年3月末を目途にガイドブックの発行を予定しております。

その資料の裏面をご覧ください。こちらは、投票候補の実施などの内容について、詳細をお示ししております。候補募集の実施、景観投票の実施の紫色の表示の次の行に、

1行開けて募集投票対象者の項目がございます。一般の部は区外の方も対象に募集投票を呼びかけるとともに、こどもの部は区内外の小中学生を対象とし、区内につきましては学校に協力を依頼していきたいと考えております。また、景観情報誌を発行し、周知に務めるとともに、ワークショップなどを開催しまして、景観まちづくりへの理解を深めていただく取り組みを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、現景観百選の現状について、ご報告をさせていただきます。

参考資料1-6をご覧ください。

先ほど、現在96件ということでお示しをさせていただきましたが、現状調査の結果のまとめということで、資料1-6をつけさせていただいております。

既に壊されているものが3カ所、取り壊しが決まっているものが1カ所あります。既に取り壊されているものにつきましては、いずれもお手元にお配りさせていただきました、平成19年3月に発行した北区景観百選ガイドブックの一部改訂版の中でも、既に取り壊されていますと表記をさせていただいております。数字はガイドブックの位置図の数字をあらわしておりますが、5番、小山酒造、10番、旧三菱銀行滝野川支店の建物、1枚おめくりいただきまして、60番、西が丘三丁目のレンガ塀通りでございます。この60番のレンガにつきましては、一部ポケットパークで使用されております。次に、取り壊しが決まっているものが32番、西浮間小学校の校庭にある車掌車です。この4カ所を除いて、現景観百選は96件となっております。

次の3ページからは、景観百選に選定された建築物等は存在しておりますが、周辺環境等が変化しているものを8カ所ほど挙げさせていただいております。

16番、東書文庫、現在、大規模小売店舗の建設工事が周辺で行われております。

29番、柳田公園、こちらは、全面改修でリニューアルをされております。

次の4ページをごらんください。

31番、志茂東公園は、北本通りの奥、隅田川沿いに、赤羽体育館がこのたび開設されました。

36番、王子神社は、写真では比較できませんけれども、隣の敷地にコンビニエンスストアが営業されまして、以前は王子神社の石碑の後ろも樹木で覆われておりましたので、周辺の環境が変わっております。

44番、東覚寺においては、周辺で土地区画整理事業が実施されておりました、道路など公共施設の整備がされております。

51番、王子五丁目引き込み線付近の桜並木、こちらは大規模マンションの建設工事が進められ、桜の木の補植等をされております。

67番、幽霊坂、6ページになります。こちらは擁壁工事に合わせて道路の拡幅が行われております。

87番、新田橋から眺めた隅田川の景色、こちらには新豊橋がかけられまして、大規模マンションが建設されております。

以上、現状についてご報告させていただきました。また資料1に基づく新たな景観百選についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

(会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましたら、挙手をしてご発言をお願いいたします。

(委員)

よろしく申し上げます。私もわくわくするような審議会にできたらなと思っています。

今、ご説明いただいたように、これまでの景観百選のところはかなり残っているということについて、私も改めて、ああそうか、よかったなと思いました。それからこの後はまたいろいろとまちの様子も変わってくるところもかなりあるかなと思いながらだったのですが、今回、新たに百選を改めて選ぶということに当たって、先ほど、今後の選定に向けてのスケジュールのご説明いただいたところで、昨年行われたシンポジウムは、中身的にもとてもよかったと感じたことを思いだしています。区民の皆様方がこういうふうに期待をしてくださっているんだなというようなことを非常に強く感じたシンポジウムでした。

それで、先ほどの選定スケジュールの中にも、景観の候補募集中に、景観まちづくりや景観資源に関する講座とか、まち歩きを通じてこの新景観百選の周知や景観まちづくりへの理解を図っていくということで、これは大変大事な取り組みであるように思います。先ほどのスケジュールを見ると、かなり厳しいかなというものもあったのですが、ぜひこの取り組みを充実したものにしていく必要があるのではないかなと思っています。もし今のところで、このようなことをぜひやりたい、既に講座とかまちあるきというようなことを提案されているわけですが、そうしたイメージなんかも含めて、どのような時期にどのようなことを今考えておられるのか、できるだけたくさんの方々に参加していただきながら、この新しい取り組みを、本当にわくわくするような取り組みにしていくなめの中身をぜひお伺いしたいなと思ったものですから、その点についてよろしくお願ひします。

(都市計画課長)

この景観ワークショップにつきましては、スケジュールの中でも候補募集の実施という、平成29年6月、また景観投票の実施という平成30年6月、ここが一つ皆様からのご協力をいただいて、募集をかける時期になってきます。そういった実施時期、あるいは実施をしていますよという告知も含めて、周知を図るとともに、関心を持ってもらう取り組みとして、ここには講座とまち歩きということで、大まかなフレームとありますが、形で書かせていただいています。

この具体的な中身、対象者をどうするかということですか。呼びかけは区内全域で、募集に関しては全戸配布ということで景観情報誌の配布等も考えております。その配付する中で、今度こういう講座をやりますよとか、また、まち歩きに参加しませんかという呼びかけも含めて、多くの方に参加いただけるようなことを考えていきたいなと考えております。

まだ具体的なところについては決まっておりませんが、一昨年度になりますか、年度末に開催させていただいた景観シンポジウムでは、非常に多くの方に参加していただきましたので、あのようなシンポジウム形式も含めて考えていきたいと思っております。

(委員)

年度にするとそういうことになるのかもしれませんが、あのときも、もっと多くの方々を知っていただく機会になったんじゃないかということなんかも感想として出されていたし、ぜひあのときの経験を生かしながら次につなげていけるように、私たちも何かいいアイデアがあったら、ぜひお伝えしながらというように思っています。まち歩きというのはなかなか魅力がありますよね、きっと。本当に身近なところでも、こういうところにこんなものがあったのかというのはすごい発見で、今、いろいろとまち歩きはブームにもなっていますけれども、ぜひそういう点ではいい企画を示していただいて、私たちもそれをさらに膨らめていけるようなことになったらいいなと思っています。よろ

しく願ひします。

(会長)

どうもありがとうございます。まだこの景観ワークショップの具体的な中身は決まっていないうことなので、委員の皆さん、ぜひこんなこともやったらいいのではないかというアイデアを、できるだけ早目にお寄せいただければと思います。また、まち歩き、前回シンポジウムで観光ボランティアの方にも来ていただきましたが、観光ボランティアの方々のご協力を得ながら楽しいまち歩きができるといいなと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

こどもの部が今回できるということで、北区の子どもたちが北区のまちのことに関心を持ついい機会で、本当にすばらしいなと思っております。

それで、この候補の募集や景観投票の依頼に際して、景観まちづくりの説明を行っていく、総合学習としてやっていくということなのですが、このスケジュールでは、これは一般の部になるのでしょうか。来年度の6月下旬から8月下旬の2カ月間で候補募集をするということなのですが、小中学校の場合のスケジュールも同じようにやるとすると、その前の4月とか5月とかのあたりでこういった学習をするのかどうか。運動会とかあって結構忙しい時期なのですが、そういったスケジュール、また、誰がこの事業、まちづくりの説明をするのかということで、子どもたちにちゃんと今回のこういった目的とかをお話ししないと、子どもの好きな遊び場になってしまうかもしれないし、その辺が大事ななと思ひます。

あと、区外の小中学校もこれは募集投票の対象者ということなのですが、区外の場合は、これは北区のホームページで、ネットで投票するような形なのか。投票の前の広報に関してもそうなのですが、これは区外の小中学校に限らず一般の方もそうなのですが、10年前と違って多くの方がスマホとかを使うようになって、ネットでの応募ができるのかなと思ひているのですが、その場合、写真もつけて送るのかなど、どのように行うのかということをお聞きしたいなと思ひたところなのですが、願ひいたします。

(会長)

どうもありがとうございます。2点ご質問いただきました。よろしく願ひします。

(都市計画課長)

事務局です。こどもの部につきましても、基本的には募集時期は同じ時期を設定したいなと思ひております。

その際に、総合学習といひますか、子どもたちへの景観学習の時期と少しずれてしまう可能性も、運動会などのことであるかと思ひのですが、それは改めて、候補の募集の時期から景観投票までの間に時期に、期間を長く見据えた中でできればいいなというように思ひておひまして、もう一つ、景観情報誌の中で、まずは発信できていけたらなとも思ひておひます。

こういった総合学習の景観学習、誰がやるのかというお話なのですが、よく学校の先生から、総合学習のテーマとしてまちづくりということで、総合学習を開催したいというように要請をいただくことがありまして、その場合には、区の職員が講師となって対応しております。今回につきましても、外部の方をということではなくて、職員のほうで学校と調整をさせていただいてというように基本的には思ひておひます。

区外の場合の投票の仕方ということでご提案いただきましたけれども、今、やはり2

0年前と全く異なり電子媒体の普及が進歩しておりますので、そういったネットを使った応募もできるような形で考えていきたいと思っております。また、写真を添付する際には、余り大きい写真ですと送れるとか送れないというようなこともありますので、そういった容量について、どの程度であれば受けられるのかということについては、広報課とも調整をさせていただきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。では小中学校での授業等は区の職員の方がということなのですが、全クラスというか、小学校1年生から中学校3年生までを対象に行っていくということで、学校ごとに全校生徒を集めてばっというのであれば、理解度にも差があるのではないかと思います。その辺を丁寧にやるには、やはり職員の方の数だったり、職員だけでは足りない部分もあるのかなと、地域の方は地域のことだけかもしれないけれども、そういったところでうまくというか、やっていただければと思います。

(会長)

ご要望ということですが、小中学生のお子さんたちに自分たちのまちをもう一度見直して、景観って何だろうと考えていただくよい機会なので、そのような意味では、忙しい中大変だと思いますが、やりくりして、出前講座的なものを十分行っていただければと思います。よろしくお願いします。

(委員)

今、お話を聞いていて、そうだと思い出したのですが、周年行事というのを各学校でやっていますよね。実は、今年度は八幡小学校でも周年行事があったのですが、やはりそこに向けて、本当に1年間を通じていろいろな課題を上手につなぎ合わせながら、周年行事を成功させていられました。その中でやはり自分たちの学校の周辺を歩いて観察してみようというようなことで、随分丁寧な取り組みをされていたことを改めて今思い出しています。

時期ということがあるかもしれませんが、そのようになかなか学校では一斉にということが、全体のスケジュールの中には難しいと思いますので、もしできればそのようにして、これまで手がけてこられた、全校生徒の皆さん方が、学年ごとにテーマを持って、非常にユニークなまち歩きの発表をされていたので、ぜひそうしたものも生かしていけたらいいのではないかなと今思いましたので、これも提案です。よろしくお願いします。

(会長)

どうもありがとうございます。大変参考になるご提案をいただきました。

事務局よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

このガイドブックの景観百選ですが、これにもかかわらせていただいて、もう20年もたつのかと思って少しびっくりしているのですが、その中で取り壊しがあったものなどを今、ご紹介いただきましたが、非常に残念な思いもあります。

まず非常に根本的な話で恐縮なのですが、新景観百選という言葉に、ちょっと私自身違和感を感じるのですが、新景観というと、何か新しい景観を選ぶというようなイメージがしまして、実質的には景観新百選ということになるのかなという気もするのですが、その辺のことについて、どのようなご議論があったのかということをお聞きしたいのと、



さらにまた、恐らくまた20年後に同じようなことを行うとした場合、また新景観百選でやるのかと考えると、景観百選何年度版というようにやったほうがいいのかとか、少しその辺のことを、どのようなご議論があってこういう名前になったのかということをお聞きしたいと思います。

(都市計画課長)

新景観百選ということで、これはまだ(仮称)ということで、まだ案でもあるのですが、今のお話を聞いて、そのほうがいいかなというようなことも少し思っております。

ネーミングについては、また検討会も含めて議論をしていきたいなと思っております。あくまで今ある景観百選をもう一回見直して百選を選びましょうというのが趣旨でございますので、ネーミングについてはこれから議論をさせていただければと思っております。

(会長)

どうもありがとうございます。大変重要な指摘をいただきまして、そのように間違ってしまうこともあるのだと思ひまして、やはり名称って大切ですね。名称も含めて、今後皆様と一緒に検討していければと思います。よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

少し参考までということなのですが、北区は全部の小中学校にスクールコーディネーターという配置がありまして、そちらの方たちは地域の、例えば滝野川地区ですと、滝野川紅葉中学校の生徒さんをまちのいろいろな神社ですとかそういうところに連れていき、いろいろガイドをしながら自分たちのまちの様子を知る。あと、王子地区でも赤羽地区でも、小学生でしたらまち歩き探検という授業がありまして、そこにコーディネーターさんが中に入り、地域の方のガイドやその他の必要とするものを学校の先生たちのためにというシステムがございますので、ぜひここは連携をして、必要ならばそのようなところを活用しながらやっていかれてはどうかというように思います。

(会長)

どうもありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。ということで、いろいろな方々の協力を得ながら進めていければと思います。

ほかに。お願いいたします。

(委員)

恐れ入ります。よろしいですか。百選となっておりますが、この百選のほかに新景観十選というのがあって、またこどもが選ぶ30の景観というものがありますが、これを全部、百選プラス十選プラス30となるのでしょうか。

(都市計画課長)

基本的には、100をまず選んでいただいた中から、その中に含まれて十選、投票数が多いとか、皆さんからの、投票数が主になるかもわかりませんが、100の中から十選を選んでいただくというのがまず一つです。これは現行の景観百選でも同じような形になっています。

こどもが選ぶ30選というのも、百選の中から30を選んでいただこうと思っております。そのような意味では、子どもはどんなものを上位30に選ぶのかなというところ

ろも含めて、ちょっと比較ができればなと思っております。

(委員)

ありがとうございました。そうしますと、合計で百選ということで考えればよろしいのですね。ありがとうございました。

(会長)

100と枠があって、その中に十選とか30選とかがあるということですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

これは中身どうこうというよりも、これからの要望なのですが、景観百選、これは前から私もよくわかっていて、結構載っているのは北区の定番の場所だったりするのですが、最近見ていますと、景観百選に載っている場所に外国人の方が結構いらっしゃっているなという印象を強く持っています。ちょうどこれができるのが31年ですから、オリンピックの前の年ですよ。そうすると、外国人対応といいますか、これは英語版のようなものもこれから視野に入れながら作成されたほうが、より有効に使えるのではないかなと思って、これはもう観光課との連携の問題かもしれませんが、その辺をこれからの課題として取り組んでいただきたいなと思っています。

(会長)

そうですね、せっかく外国からたくさん人が来ていただけるという時代なので、これもそういう方々にも、全文を訳すというのは大変かもしれませんが、タイトルと要約ぐらいはわかるようになっていくということが必要だと思います。よろしくお願いします。

(都市計画課長)

検討させていただきます。ありがとうございました。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

たびたびすみません。今、百選という捉え方について改めて質問していただいてわかったのですが、私は、てっきり子どものところは子どもの分野として、イメージしていたものから、百選の中で子どもと大人というようになると、子どもの視線というのは、かなり違ったものになるのではないかなと私は思っています。それで、先ほど少しご紹介した学校の周年行事の中で捉えている子どもたちの視点というの、ちょっと大人は見過ごすようなことが結構あって、やはりそのところは大事にしてみるというのも一つの考え方ではないかなということ、今、改めて思いましたので、よろしく願いしたいと思います。

私も12月31日のきつねの行列、びっくりしました。3,000人の海外の方々が参加されていたというニュースを聞いてびっくりしたのですが、やはりそのような視点も大事になってきますかしらね。ぜひ、よろしくお願いします。

(都市計画課長)

すみません、少し訂正がございます。先ほどのご質問の確認をさせていただきました。1-1の資料をご覧いただければと思いますが、新景観百選の候補の選定というのを行います。これは募集をかけるわけですが、現行の百選プラス150から200の候補を挙げていただいて、景観投票候補の250から300の候補地が挙げられます。これを対象に、一般の方に投票いただいて100に絞り込んで、100の中から十選を選ばせていただこうと思っています。

こどもの部につきましては、この250から300の中から子どもに30を選んでいただくという形になりますので、百選と重複するものもありますし、重複しないものもあるということで、全く重複しなければ130を選ぶ、全く重なってしまえば100を選ぶという形で、100から130までの幅があるということで、この景観投票候補は一緒ですが、一般とこどもの部はそこで分かれるということになりますので、先ほどの説明を訂正させていただきます。

(会長)

よろしいでしょうか。よかったですね。まず、この250から300という枠、候補があって、これは共通。その中から百選を選んで、その枠の中に十選があるけど、こどもの30選というのはその枠と独立に選んで、重なるものがあるかもしれないけど独立に選ぶということですね。

(都市計画課長)

そういうことでございます。訂正させていただきます。

(会長)

大変よくわかりました。ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

(委員)

先ほど質問しようと思ったのは、やはり子どもの視点というのはかなり思いがけないところにあるので、今ご説明いただいたように、こちらで選定した150とか、ある程度絞り込んだ中からではなくて、もっと前の母集団からということで、その辺、少しは子どもの視点というの也被れるのかなと思ったのですが、そうすると、一般の人は数がある程度検討委員会で絞られた中から選べるわけですが、子どもも選ぶときは250から300と、そのもとの母集団から選ぶとき、具体的に目が回るのではないかなと思ったのですが何か少しその辺のイメージが、集団が大きくなると具体的に子どもはどういうふうを選ぶんだろうなと思ったのですが、何かその辺の具体的なやり方のイメージはありますか。

(会長)

事務局、お願いします。

(都市計画課長)

事務局です。前回の景観百選の際も、一つを選んでいただくというよりは、五つまで選べますよとか、そのようなやり方をさせていただいていたかと思います。そのような意味では、今回幾つまで選んでいただくかというのは、これから皆さんと検討会の中でも議論をさせていただきたいと思いますが、そういった中では、あと子どもの傾向とし

て250から300の中からこういったものが選ばれる傾向にあるのかなということも含めて、候補の絞り込みのときにもまた検討会の中でご議論いただいて、子どもが投票しやすい景観じゃないかとか、これは少し大人向けで子どもはどうなんだろうということの議論も含めながら候補を取り上げていければなと思っております。

(委員)

ということは、先ほどのご説明で、私が思っていたやり方だと、250とか300の中から選ぶのではなくて、子どもたちがある程度の絞られた自分が選ぶ5個だとかそれを集計したものから選ぶということであって、250とか300の中から選ぶというようなやり方ではないというようなイメージですか。

(都市計画課長)

すみません、説明が足りなかったかもわかりませんが、景観投票候補になる250から300には、一般の方も子どもたちも、その中からどれを投票しようかなということでは同じ状況になります。その一人五つ選べますよと仮定したときに、一人のお子さんが五つ選んで、数ある生徒さんなり児童さんなりが選んだものを集計した中で、その投票の多いものから30選びましょうとするのか、地域のバランスを考えて30選びましょうとなるかは未定ですが、そこから30を選んでいくという形になります。

(委員)

ということは、やはり250なり300の中から子どもは五つなりをチョイスすると、そういうことですか。はい、わかりました。

(会長)

ほかによろしいでしょうか。

(委員)

景観から少しずれますが、これから人も多くなると思うんです。そのときの公衆トイレの設置ということが問題になってくると思うんです、将来的には。その辺をどうお考えになっているか、お聞きしたいのですが。

(都市計画課長)

公衆トイレと、景観ということでしょうか。

(委員)

景観とはまた違うのですが、百選というのが今度新しく、新百選と今ありますよね。要するに、それを見学に来る方が多くなると思うんです。そのときの、少しずれる話なのですが、公衆トイレの設置みたいなことも考えないといけないのかなと思うんです。というのは、これから外国人の方も多くいらっしゃるのとはわかっていますが、そういうことは、それとも近くのコンビニに行って下さいという話になるかもわかりませんが、そのような問題も出てくるのではないかなと思ったんです。計画があるかどうかということちょっとお聞きしたかったんです。

(会長)

連想ゲーム的な質問ですが。

(都市計画課長)

来訪者が増えた場合に、また観光資源ということでそういった景観百選を発信していたときに、訪れる方に対する対応の一つとしてトイレのあり方ということだと思いますが、公衆トイレについては、もう少しきれいにならないかというご指摘もいただいているところです。これにつきましては来年度以降、トイレをきれいにしていこうということで事業を展開していく予定です。そのようなことも、できる限りというのでしょうか、かなり公園トイレも含めて数がありますので、主要なところについてということで、今、区では考えております。

(会長)

ほかによろしいでしょうか。

(委員)

一つ教えていただきたいのですが、候補募集のところの情報発信のところで、ツイッターやフェイスブック等で情報発信をしていくということなのですが、やはり私も若い人間なので、若い人間はどうしてもSNSをかなり重視してよく見ているのですが、情報発信について、具体的にどうされるのか、ここで投票とかもできるのかとか、そのような具体的なことを教えていただきたいなと思います。

(都市計画課長)

ツイッター、フェイスブック上での投票というのは少し難しいのかなとは今、考えていまして、そこで情報発信をして、北区のホームページなり、課直接メールみたいなこともご紹介しながら、そのような中で応募をしていただくような形になるかなと考えております。

(委員)

わかりました。ぜひこちらに対しても力を入れて情報発信して行って、若い人にもたくさん入れていただきたいと、生まれ育った自分のまちに対して興味を持ってもらいたいので、そこも力を入れていただきたいと思います。

(会長)

どうもありがとうございます。こういうこともやったらいいじゃないかというアイデアがありましたら、ぜひお願いします。今日でなくていいので。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

(会長)

たくさん貴重なご意見をいただきました。またこれについては、事務局のほうで十分そしゃくしていただいて、すぐ対応できるものはすぐ対応していただき、また今後進めていく中で委員の皆さんと相談しながら進めていくものについては、その都度情報をお互いに出し合いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いずれにしても非常に楽しみな企画ですので、いろいろな世代の方々に、広く、やはり自分たちの身の回りを、まちの環境、広い意味では景観だけでなくいろいろな環境を考える機会としても活用していただくというか、広がっていくといいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。2番目の「北区景観づくり審議会包括処理基準の一部見直し」についてですが、これは3番目の「景観届出等における景観形成基準の例外適用等の処理報告」のうち「西が丘地区の壁面後退基準の例外適用について」が関連しておりますので、こちらの報告をいただいた後に(2)のほうを説明していただいて、一括して質疑をいただきたいと思っております。

それでは事務局、お願いします。

(都市計画課長)

それでは資料3の3-1をご覧ください。まず関連します、こちらの景観形成重点地区西が丘地区における壁面後退基準の例外適用についてご説明をさせていただきます。

景観形成基準のうち、建築物の配置や敷地の面積の規模に一定程度ゆとりを確保するために数値基準あるいは手続の迅速化、簡素化を図るため、北区景観づくり審議会が認める場合をあらかじめ包括的に定めておりますが、今回の事案は特例措置として包括処理する事項に該当しない事項がありましたが、申出者から特段の事情を踏まえて西が丘地区における良好な景観づくりに支障がないことを確認し、基準を緩和処理したものでございます。

まず案件の概要ですが、狭小な建築敷地で、配置基準の壁面後退0.5m以上の基準を満たさないものです。建築敷地面積は、もともと100㎡未満ですので、規模基準については適用除外となっております。

次の別紙1をご覧ください。

こちらは配置図になります。図面上が北側になります。敷地形状は東西方向に約17~18.2m、南北方向に3.1~5.8mの細長い敷地で、西側に幅5.8mの区道、南側に幅員3.2mの2項道路の二つの道路に面する敷地となっております。建築物の壁面は、西側道路から0.5m以上確保されており、東側の隣地からは1.45m、北側の隣地からは0.6m離れており、いずれも0.5m以上確保されておりますが、南側道路からは赤い線が0.5mの後退線になりますが、黄色の部分で壁が出ているということで基準を満たさないという部分になっております。

建築物は、木造2階建ての専用住宅でございます。

次のページ、別紙2をご覧ください。

こちらが立面図になってございます。細長い建物で、木造の2階建てでございます。

別紙3がパースになっております。ここで、大変失礼いたしました。同じパースが2枚ございます。こちら、特に変わりがある図面ではございません。同じものを2枚つけてしまいました。イメージとして、建築の形となっております。

こちらは、建物の右側が、先ほどの2項後退をする道路でございます。こちらにつきましては、道路後退により整備された道路空間が確保されております。また、建物の境に門あるいは塀など工作物が設置されていないため、建物外壁まではオープンな形ということで、道路と一体的な空間が整備されております。

本件につきましては、適用除外及び特例措置に関して必要な事項については、まちづくり部長が別に定める規定の中で、北原会長にもご意見を伺い、特例措置として基準の緩和をし、処理をさせていただきました。

今回の事案のように、当初定めた包括処理基準では包括できない事案があったことから、北区景観づくり審議会包括処理基準の一部見直しをさせていただくものが資料2になります。

続けて、資料2-1をご覧ください。

こちら、一部見直し案ということで、今回の基準になっておりますが、まず資料2-

2の横になります新旧対照表をご覧くださいと思います。

下線の部分が訂正箇所となっておりますが、先ほどの事案に関する事項につきましては、2ページ目になります、2ページ目の第5項、こちらに特例措置として包括処理する事項ということで、イとして、道路と一体的な空間整備を行う場合というものを追加させていただきました。敷地条件等により道路からの壁面後退の基準が著しく土地利用を制限することとなるもので、「道路と一体的な空間整備を行うことにより周辺の景観及びまちづくりに寄与するもの」というものを追加しまして、基準の緩和をできるといたしました。

そのほかの下線部につきましては、文言の整理をさせていただいております。

以上、簡単ですが、包括処理基準の一部見直しをする要因となった壁面後退基準の例外適用について、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

(会長)

どうもありがとうございます。議事の2番目と、それから3番目の1項目目、西が丘地区の例外適用について、これについてご説明いただきましたが、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

また景観と少し外れるのですが、これは防災の面で一応壁面後退というのはあるのだと思います。建物の一部、外壁が出てくるという話になってはいますが、これを見させてもらったら外壁がサイディングとなっていますから、防火構造という形で、そこら辺の対応はどうなっているのかなと少し思ったんです。それをお聞きしたいのですが。

(都市計画主査)

それでは、計画の内容について、ご説明させていただきます。

建築基準法では、道路からの延焼後退ラインというものが設定されておりまして、この案件につきましても、1階の延焼ライン等については必要な防火措置をして確認申請等をとられて計画されているものということになっておりますので、壁面後退については、景観的な壁面後退ではなくて、基準法の延焼ラインに基づく防火規制等々に適合するような外壁でつくられているものであります。以上です。

(委員)

それはやはり少しおかしいのではないかと思います。あくまでも壁面後退で、景観のほうを重視しているのはわかるんです。私も外観はそう思うんです。だけど、要するに壁面に出ている長さというのが、大体これを見ると、20センチぐらい出ていると思うんです。そこら辺はどのぐらい、何センチぐらい出ているか、少しお聞きしたいのですが。

(会長)

事務局、お願いします。

(まちづくり部長)

私のほうから若干のご説明を申し上げます。

まず西が丘地区についてでございます。こちらにつきましては、碁盤の目によって構成されている、非常に景観上すぐれた地域ということで、景観形成重点地区に指定されてございます。

今、委員がご指摘の防災の観点から申しますと、道路から後退していれば緊急自動車がそれなりに通行できるといった視点は、北区では志茂や十条などの密集地域で、そもそも6m以上の道路が確保できていないエリア、このようなところについては、そのような重要な視点を取り入れているところでございます。今回、2項道路の後退ということは、この地域にあって3mそこそこの道路の中心から2m後退して、せめて4mをとろうという仕組みになってございます。塀がなくて、道路のほかに空地があって、緊急自動車を通れるというのが、ベストだと思いますけれども、ごらんのとおり、3mの間口、から4m80ということであると、本来の生活をしていく機能を確保していくためには、多少なりはただし書きを使わないとなかなか土地利用ができないということから、今回お示しをさせていただきました。この2項道路を後退し、さらに50センチの壁面後退の中に出ているのが30センチ。これを引っ込ませるということになると、どういう住宅空間になっているかわかりませんが、生活するにはちょっと厳しい状況かなというふうに捉えてございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、そのような事情でございます。

(委員)

よくわかりました。ただ、後退壁面と聞くとすぐ防災のほうを考えてしまうものですから、そういう視点でお伺いしただけで、木密ではない場所であるということが一番だと思います。4mあれば普通の乗用車も通るといえるか、輸送に関しては支障ないと思いますので、わかりました。ありがとうございました。

(会長)

はい、どうも。ほかにいかがでしょうか。

この西が丘の例だと、現状が3m強程しかない非常に狭い道を、4mの幅員を確保するために中心から2m下がるということで、言ってみればご自分の敷地を削って道路用地に提供したような形になって、そのために50センチが確保できなくなったということなので、例外として、特例として認めましょうということだと思います。よろしいでしょうか。

それでは、それを反映させた2番目の議題のほうの一部見直しということですが、この両者について、(案)のとおり了承ということではよろしいでしょうか。

( 異議なし )

(会長)

ありがとうございます。それでは、議題の3番目ですが、景観届出等における景観形成基準の例外適用等の処理報告の2番目、工作物の色彩基準のただし書適用について、事務局からご説明をお願いします。

(都市計画課長)

それでは、資料3-2をご覧ください。工作物の色彩基準のただし書適用について、ご報告をさせていただきます。

この案件につきましては、昨年9月2日付で審議会各委員へ意見聴取をさせていただいた手形モニュメントの設置計画です。ポール形状の支柱の上にシンボルとなる炎を設置する形態ですが、色彩基準のアクセント色が、外壁各面の20分の1以下、5%以下で使用可能とする基準に対し、約30%となっており、適合していません。

裏面に、工作物の概要をお示しさせていただいております。高さ6.16mのモニュ



メントで、炎とお皿の部分に色彩基準のアクセント色を使用していますが、この割合が基準を超えているというものです。

区といたしましては、オリンピック・パラリンピックをイメージするもので、今回の色彩により公園の景観を著しく損ねるものではないということから、やむを得ないと判断をしましたが、区みずから設置する工作物であることもあり、景観づくり審議会の委員の皆様へ意見聴取をさせていただいたものです。

意見聴取の結果は、ただし書きの適用可が14名、不可が1名、未回答3名という結果でございました。この結果を受け、ただし書きのこの基準によらないものとしてできるということを適用させていただいて、処理をさせていただきました。

報告は以上でございます。

(会長)

どうもありがとうございます。稲付西山公園のモニュメントについてのご報告をいただきましたが、ご質問、ご意見、ございましたらお願いします。

(委員)

今ご説明もあったように、景観づくりという中で、公共施設ということで、区の設置するものですから、かなりいろいろな面で配慮していかなければならないことと思っています。

そして、私も先日送られてきた資料を見せていただいた中で、色の部分もいろいろと気にはなったのですが、この像の全体を見ると、炎の部分がかなり大きなウエートを占めているのではないかなということが、非常に気になっています。

そこで、きつとここの公園づくりについては、それぞれワークショップというような形で、区民の皆さんからもいろんなご意見、ご要望が出て、計画が進められてきているし、既に工事のほうも着工されているという現状ですので、そうした中ということとはわかっておりますが、改めてこうしたご希望が非常に強く出ていたのかどうかということと、それから、この像の安全性の点についてはどのような配慮がされているのか、この点について伺わせていただきたいと思えます。

(会長)

事務局、お願いします。

(都市計画課長)

事務局です。まず、公園のワークショップの中でこういったものを設置してほしいというご要望をいただいたという経緯ではなく、この公園に面する、都道になりますが、道路につきましては、トレセン通り2020ということで、十条駅から赤羽駅までのルートを、オリンピックの拠点となるこの西が丘地区への導線ということもあって、景観的な整備をしていこうということで位置づけている一環として、この公園の中にモニュメントということで設置するような経緯になったというように聞いております。

今回のモニュメントの構造上どうかということですが、炎の部分につきましては、約1.8m、全体の高さとしては、全体といいますか、ポールの高さが6.1mということですので、概ね炎が3割、ポールが7割というような工作物でございます。

こちらにつきましては、建築基準法上、工作物に該当しますので、計画に当たりましては、基準法に基づく計画通知を提出し、その許可を得ているという形になっております。

こういった工作物ですので、構造上、問題がないということを確認しているわけでご

ざいますが、まずフランジといいますかジョイント部分については、フランジボルトということで結合をしております、また、脚の部分につきましては、アンカーボルトをコンクリートに埋め込んで結合するというようなことで、かなり強固な結合がなされております。

また、基礎についてはくいなどを打たない、直接基礎という形になりますが、その地盤に対しては平板載荷試験ということで、地盤についても強固なことを確認し工事をするという、構造上については一定程度そういった荷重なり結合方法を確認した上で設置される工作物になるということでございます。

(委員)

今ご説明していただいたこと、なかなか私自身もこういう点では素人なものですからわからないところもあるのですが、今、かなり荷重とか結合部分については確認していただいていると、もちろんだと思うのですが、できれば専門家の方々に、このような点でこれは大丈夫ですよとか、このような手だてがとられていけばいいのではないのでしょうかとか、もし何かそのようなご意見をいただけたら、教えていただければありがたいなと思っています。

(都市計画課長)

すみません。私の説明がいま一つかもわかりませんが、工作物を設置する場合には、建物を建てる時と同じように、建築の許可が必要になってくる、これは区が設置するものですので、普通は確認申請という言い方をするのですが、区が公のものを建てる場合には計画通知ということで通知して、その確認をもらうという形をとっております、建築主事のほうから、この工作物については関係法令に適合していますよということで確認済証というものをいただいておりますので、お墨つきをいただいている工作物であるということで、申し上げさせていただきます。

(委員)

建築のほうからお話ししますが、これは構造的にも計算されています。基礎に対して、転倒しないようにという、要するに風とか地震に対して転倒しませんよということで計算していると思いますので、大丈夫だと思います。一応建築関係から、少し補足です。

(委員)

そうですね、もちろんそのような基準はきちっとクリアしていただいた上でのことだとは思っています。

ただ、なかなか今、大きな地震の心配、警戒しなきゃならないということが言われている中で、特にこの地域はトレセン通りということでの大きな意味合いもありますが、広域の避難場所の、非常に大事な空間ということになっていきます。今までのように、ここもかなり樹木が鬱蒼としていて、なかなかいい大事な緑の空間となっていたものですから、そこが今回、新たにこうしたことで整備されることになってきたのですが、特にそうした防災上の意味合いも非常に大事な地域であるということで、極力そうした危険を避けるということも私は大事ではないかなと思っておりました。実際のもの、きつこのイメージ図とは違いがあるのかもしれませんが、このイメージ図をいただいたときには、少し炎の部分の形状というか、全体のバランスというところで、私は気になったものですから、改めてその点を確認させていただきました。以上です。

(会長)

どうもありがとうございます。現時点では構造的に問題ない、強度も問題ないということで、ただ、公共施設はしばしばメンテナンスが不十分でさびが出るとかいろいろあるので、やはりそういう点は今後とも十分に気をつけていただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

( なし )

(会長)

それでは、いただいたご意見を参考にして、今後また対応を図っていただければと思います。

それでは次に、4番目ですが、平成28年度景観届出等の状況報告を事務局からお願いします。

(都市計画課長)

それでは、資料4に基づきましてご報告させていただきます。

資料4-1をご覧ください。建築物等と屋外広告物について、平成27年からの新たな条例に基づきます届出について、集計させていただいております。

建築物等の景観届出件数は、一般地区、景観形成重点地区の各地区と、地区区分ごとに建築行為、工作物、開発行為の行為別に集計しております。

資料の一番下に米印で表記させていただいておりますが、集計期間は、平成28年度は4月1日から12月28日まで、平成27年度は新たな条例施行後の10月1日から翌年3月29日までということで、集計期間が異なるため単純な比較はできませんが、実績としてお示しをさせていただいております。

平成28年度、建築等の景観届出件数は、合計で建築行為78件、工作物24件、開発行為2件です。9カ月の実績ですので、建築行為について単純に9で割って1カ月当たりとしますと8.7件、平成27年度の実績も単純に6で割って1カ月当たりとしますと7.6件ということで、ここ2年、厳密には1年3カ月の実績になります。一月に8件前後の届出があったということになります。

屋外広告物についての事前相談件数は、平成28年度6件、平成27年度2件となっております。

裏面をご覧くださいと存じます。

単純に比較はできませんが、グラフで推移等、内訳をお示ししております。後ほどご確認ください。

次に、届出をいただいたものの中から、地区区分に応じまして、代表的な事例を三つほど挙げさせていただいております。

資料4-2をご覧ください。

一つ目は、一般地区になります。(仮称)ナショナルトレーニングセンター拡充整備計画、こちら、場所は西が丘二丁目になります。パースをご覧くださいと思いますが、建物を北側から見た鳥瞰図で、建物右側の道路がトレセン通り2020、その道路の右にある緑が、先ほどのモニュメントを設置します稲付西山公園になります。

景観形成基準のチェックが入っている項目が該当しますが、主要な景観の配慮事項につきましては、複数の屋根材、形状の変化により単調でない屋根にするなど、遠景の視線に留意した計画となっています。また、西側壁面の一部にはアースカラーのタイル張りにより色調や素材を変化させ、壁面の意匠が単調とならないような計画となっております。さらに、季節によってさまざまな変化が楽しめるよう、樹種の選定を工夫

しております。高さ31mの建物ですが、圧迫感の低減の工夫、機能ごとに外観にも変化があり、周辺への配慮もなされていると評価をさせていただいております。

次のページをご覧ください。

二つ目は、景観形成重点地区、西が丘地区の一戸建て住宅計画です。

景観形成基準のチェック項目につきましてはご覧のとおりです。

主な景観の配慮事項は、道路に対し塀等を設けずオープンスペースにすることで地域の景観や防犯上の配慮がなされています。また、バルコニーは外壁面より奥に設けられ、洗濯物など、歩行者からの視線にも配慮がされております。

広い道路に面する角地の三階建て住宅ですが、コーナー部分にシンボルツリーを配するなど、空地を確保しており、圧迫感の軽減に貢献しており、階段室外壁のアクセント色が全体の形態を引き締め、シンプルなデザインにまとまっております。

全体を通して景観に配慮された計画となっております。

三つ目は、景観形成重点地区、隅田川沿川地区の（仮称）北区志茂計画です。こちら、約500戸のマンションになります。

景観形成基準のチェック項目はご覧のとおりとなっております。

主な景観の配慮事項は、長大な壁にならないような建物の配置、ファサード、こちらは建物の表情、あるいは正面からのデザインといったものが、公開空地や自主管理歩道の設置、外周部の植栽など、地域に開かれたうるおいある空間づくりに配慮しております。また、南側の住宅地に対して、緩衝帯として高木などの植栽を設置し、建物の圧迫感を軽減させるとともに、地区防災道路沿道では歩道状空地・公開空地を設け、延焼遮断帯機能により一層向上させるなど、防災に関する配慮がなされております。

この計画につきましては、15階建て住棟の圧迫感が軽減されており、隅田川からの景観に対しても、縦を強調するデザインや格子手すりなど、一定の配慮がなされている。また、単調さを解決する工夫がなされていると評価をさせていただきました。

以上、資料4についてご説明をさせていただきました。

（会長）

どうもありがとうございます。景観届出等の状況について説明をしていただきましたが、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

（委員）

最初のナショナルトレーニングセンター拡充整備計画のところについて伺いたいと思っています。私も先日行われたこの説明会に出席させていただきましたが、周辺の住民の皆さんからいろいろなご意見やご要望が出されていて、やはり景観にかかわることなども、幾つか大事な指摘がされていたのではないかなと思ってはおりますが、その点でどのようなご要望とかご意見が出されているのか、区のほうからご説明いただければと思います。

（会長）

事務局、お願いします。

（都市計画課長）

私ども、説明会においてさまざまいただいたご意見ということで承知しておりますのは、このトレーニングセンター、将来的には見学もできるということで、来場者の方の駐車場についてもう少し、駐車場の台数としては少ないのではないかなというようなお話、あるいは、通学路ということで、そういった通学路への配慮、また1本裏通りに走って

おりましたバス路線がこのトレセン通りのほうに路線を変えたということで、そのバス利用者のための導線の確保といったことがご意見として挙がったというようなことで聞いております。

(委員)

私も参加させていただいて、非常に皆さん方が、新たにトレセンの新しい施設ができるということへの期待とともに、やっぱり周辺への与える影響ということで、非常に大事なご意見やご要望を出されていたというように思っています。

先ほどの見学者の、今度コースができるということでのお話でしたが、そのための駐車場は、この間の説明のところには基本的にはなかったと思います。一般の方々の駐車スペースはないというようなことと、やはり通学路の問題では、工事中のことも含めて、今後、ここをいろんな方たちが利用される際の交通の問題等も含めて、通学路に対するご心配の声も何人もの方々から出されていたなと思います。

それから、もう一つは、バス路線の変更に伴って、トレセン通り側にバスが通るといようなことになったものですから、これだけの規模のところを通り抜けできないと、この建物の裏側にいらっしゃる皆さん方は、非常にバスに乗るのにも困難をきたしているということで、たしか、町会からも、ぜひそのような点で建物についての形状などを配慮していただきたいというようなことや、それから、何とかこの施設の中を通行するようなことはできないだろうか、かなり強いご要望が出されていたと思っています。そのような点では、是非引き続き、これから実際に計画が具体化されていくわけですが、この場でもそうした皆さん方の声があったということはぜひお伝えいただきたいと思います。それから、建物そのものについては、このようなご意見があったことが非常に気になりました。

色の問題が指摘されました。向かい側にはちょうど西山公園の隣になりますが、ご存じのようにナショナルトレーニングセンターの大きな建物がありますが、グレーというのが基調になっています。今回もいろいろと、アースカラーのタイルを入れましたよというご説明でしたが、やはり全体としてはグレーが基調になっているものですから、周辺に与える圧迫感というか、やはり異様さのようなものがどうしても感じられるということで、さらにそうした配慮ができないだろうかというお声が出ていたことが一つと。

それからもう一点は、植栽の関係でした。ご覧になっていただいているように、私もこの図面を見て、かなり広い敷地なのですが、確かに基準は満たしているけれども、建物が敷地かなり目いっぱい使った建て方となっていることから、ここはもう少し配慮していただければ。トレセン通りから施設に入る際の緑の空間部分、緑の植栽部分ですが、ここはもう少し余裕を持ってとれることも可能ではなかったかなというようなことや、それから、ここは桜並木が非常にきれいな場所でもありますので、先ほどの通学路の安全確保の問題とともに、何らかのそのような周辺の住民の方々へ環境を付加するためのご努力というようなことを、もう少し考えていただければありがたかったかなというように思いました。その点で、住民の皆さんからも非常に、それこそ何人もの方々から次々とそうした指摘とかそれからご要望が出されていたことを、ここでも、それから区の担当としても、ぜひ受けとめていただいて、今後のこの具体的な工事に当たっては、そのような点をぜひ反映できるものはぜひしていただきたいと思っておりますし、今日いただいたこの景観づくり計画の中にも、先ほどから話題になっている、とりわけ公共施設などのやはり景観というものの役割というものがあると思っておりますので、その点を強く感じているところです。

以上です。

(会長)

どうもありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

(都市計画課長)

事務局です。今、委員のほうから圧迫感ということで、色についてのご指摘、また植栽についてご指摘、ご意見をいただきました。直接景観のほうで指導していくということはなかなか難しい面もあるのですが、北区の中では居住環境整備指導要綱という中で、壁面後退であるとか、緑化の基準を設けております。その中で、事業者様、今回、国になります、やりとりをさせていただいております。その中でも、地元の要望として挙げられました敷地内の歩道整備、こちらについてもご検討いただきたいということで投げかけておりますが、どの程度、今後実際に、今、計画段階ですけれども、実施、工事の際に反映できるのかということについては、またこれから引き続き、まだ計画の段階で、これから回答いただくなどのやりとりがございますので、その中でもこういった、今回景観審議会の中でもご意見いただいたということをお伝えして、よりよいものにしていただけるようお願いしていきたく思っております。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(なし)

(会長)

よろしいですか。それでは、いただいたご意見をまた担当の方にお伝えいただくとともに、景観的にも、今、ご意見をいただいたナショナルトレーニングセンターの拡充、これは北区にとって非常に重要なプラスの立地ではあるのですが、巨大な施設なので、景観、生活の面でいろいろ影響もありますので、そこはやはり地域にとってよりよい形で実施されるよう、ぜひ事務局のほうでもご尽力いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、5番目になりますが、景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告、お願いします。

(都市計画課長)

それでは資料5-1をご覧ください。先ほど資料2のほうで一部見直しをさせていただきましたけれども、包括処理基準につきましては、平成27年10月1日から、手続の迅速化、簡素化を図るため、運用をさせていただいております。

この処理基準を適用した案件が、昨年4月から12月までの間に7件ございました。いずれも建築物の敷地面積の最低限度、100㎡を下回るもので、この基準が適用される前から、既に敷地面積が下回っている既存不適格の敷地、土地が6件、借地権解消による分割により基準を下回ったものが1件となっております。

借地権解消による分割の案件につきましては、前回の審議会で事前相談がありましたとのことをご報告をさせていただきましたが、今回、届出が提出されましたので、改めて実績として挙げさせていただきました。

次のページからは、各案件の概要をまとめてございます。

案件02の物件は、資料3-1でご説明させていただいた、東西に長い敷地のものになります。

適用除外とした案件の建築敷地は、案件03の72.56㎡から、案件01の99.

62㎡の範囲になっておりまして、70、80、90㎡台、それぞれ2件ずつということになっております。

案件07の特例措置を適用した借地権解消により、分割した敷地は82.47㎡ということになっております。

以上、処理した案件についてご報告をさせていただきました。

(会長)

どうもありがとうございます。ご報告いただいた内容につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

(会長)

それでは、今後もこういう既存不適格等で包括処理の対象になるものが出てくるかと思えますけれども、できるだけ地域の景観環境を維持しながら、生活も円滑に継続できるような形で進めていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、6番目、その他ですが、事務局から何かその他事項はありますか。

(都市計画課長)

事務局です。事務局から、一つ、委員の皆様の任期に関してのお知らせとお願いがございます。

東京都北区景観づくり条例では、委員の任期は2年とし、再任を妨げないと規定されております。第1号委員、第3号委員の皆様には、平成27年4月1日から委員にご就任いただいております。この3月31日に2年の任期を迎えることとなります。しかしながら、区といたしましては、引き続き委員としてご協力いただきたいと思います。また、後日改めましてご意向を確認させていただきまして、書類等、手続をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

(会長)

どうもありがとうございます。委員の任期が切れるけれども、今後もよろしくお願いたしますということですが、ご質問、ご意見、よろしいでしょうか。

(なし)

## 6. 閉 会

(会長)

それでは、これで議事は全て終了しました。

その他として、委員の皆さんから何かございますか。

(委員)

余りこの私たちの審議会には直接は関係ないとは思いますが、先日、西が丘二丁目を歩いておりましたら、今回頂戴いたしました、こちらのパースがありますが、こういう建物がずらっと並んでいました。それで、一見見ると工場みたいなのです。片流れの屋根がぱっと並んでいるわけです。狭い敷地に3階建ての住宅を建てていますので、あとは隣地斜線がかかっているのか、北側斜線なのかもしれませんが、とにかく片流れで

細長い敷地にだっと棟がなっているんです。それはこの重点地区ではないのかもしれませんが、ちょっと景観上、悲しいなというイメージを持ちました。

(会長)

今、委員からいただいたご意見に関連して、事務局のほうで把握していることはありますか。お願いします。

(都市計画課長)

西が丘の二丁目ということであれば、景観重点地区に入ってくるのですが、二丁目の中でも入っていない場所もありますので、後で場所を確認させていただければと思います。狭小な宅地の中で建てるような案件であれば、先ほどの最後にご報告させていただいたところにひっかかってくるのかなと思っております。それは、西が丘地区の景観形成重点地区につきましては、全ての建築物が届出対象になっているからです。ただ、一般地区になりますと、届出の対象としては、ある程度高さが20m以上のものなどということで、用途地域によって、届出をしなければいけない規模というものがありますので、そういったところでは、そこまで高い建物でないということであれば、景観の届出では出されてこないというものも出てくるかと思えます。そのあたり、恐らくですが、一般地区にある建物で、今回の景観の届出の対象外のものではないかなとは思いますが、後ほどまた場所などを確認させていただければと思います。

(会長)

それでは、事務局のほうでまた確認して、次回、こんなことでしたということで報告事項ではなくご報告いただければと思います。重点地区以外でも重点地区に近いところでこんなものを建てていいのという感情が、区民感情としてはあると思えますので、このような場所ですよということがわかったら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

今のお話を聞いていて、また改めて、私たちもこの景観審議会にかかわっていながら、やはりきちっとまちを歩いてみないといけないんじゃないかなということを改めて感じましたので、またぜひそうした機会もこれからつくっていただければと、お願いしておきます。よろしくお願いします。

(会長)

どうもありがとうございます。できるだけ散歩をしてくださいということですね。よろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

( なし )

(会長)

それでは、熱心にご討議いただきましてありがとうございます。これで本日の次第は全て終了しました。どうもお疲れさまでした。これからほぼ2年にわたって、名称はまだ決定していませんが、新しい景観百選づくりが進むということで、またよろしく申し上げます。



それでは、これで事務局にマイクをお返しします。

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございます。特に景観百選のかかわりにつきましては、3月に検討会を予定してございます。今日いただきました課題といいますか、ご提案について、具体的に検討会の中でお示しをし、検討していただければというように考えております。

本日は、これもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。